

早稲田大学大学院社会科学研究所

# 博士学位申請論文審査要旨

申請学位名称	博士(学術)
申請者氏名	星原 大輔
専攻・研究指導	地球社会論専攻 日本研究・日本歴史論研究指導
論文題目	江藤新平と明治初期財政 ETOU Shimpei and Finance in the early period of Meiji era

審査委員会設置期間 自 2009年 7月16日  
至 2009年10月15日

受理年月日 2009年 7月16日

審査終了年月日 2009年10月15日

審査結果 合格

審査委員

	所属	資格	氏名
主任審査員	社会科学総合学院	教授	島 善高
審査員	社会科学総合学院	教授	内藤 明
審査員	社会科学総合学院	教授	劉 傑
審査員	社会科学総合学院	教授	笹原 宏之
審査員	国土館大学文学部	教授	勝田 政治

## 博士（学術）学位申請論文審査要旨

星原大輔「江藤新平と明治初期財政 明治草創期の国家形成に関する基礎的研究」

### 1、はじめに

本論文は、佐賀藩の手明鑑という家格（士分より下、足軽より上）出身の江藤新平（1834～1874）が、いったいどのような経緯、どのような理由で明治政府に出仕するようになったのか、その実態を第一次史料に基づいて丹念に追求したものである。

江藤は、明治維新以降、岩倉具視、三条実美、大久保利通、木戸孝允ら政府首脳によって才覚が認められて要職を歴任、その間、官制改革、学制、宗教行政、司法制度等々、さまざまな分野に亘って重要な役割を果たした。そして近代日本最初の司法卿となったが、明治六年政変で野に下り、翌明治7年の佐賀の乱で処刑された。その悲劇的な最期もあって、江藤が明治政府でどのような足跡を残し、何故に刑死せざるをえなかったのかについては、従来、数多くの研究がある。

しかし、従来の江藤研究の多くは、江藤が明治2年11月に中弁に就任した以降を研究対象としており、それ以前の江藤については、ごく簡単にしか触れていない。そこで本論文では、佐賀県立図書館や江藤の子孫宅に所蔵されている関係文書を渉猟して、中弁に就任する以前の江藤の言動を追求した。

その結果、これまで殆んど知られていない幕末維新期の江藤の言動が幾つも明らかとなった。その最大の成果が、江藤と財政問題との関係である。これまでの研究では、大蔵省が纏めた資料や統計、それに三岡丈夫編纂『由利公正伝』に基づいて、明治2年初めまでの財政政策を「由利財政」として描き出してきた。

ところが、本論文によれば、明治元年、由利は京都に滞在しており、東京で実際に財政問題を担っていたのは江藤であり、しかも江藤と由利とは財政政策を巡って鋭く対立していたことも明らかとなった。そして、由利の強引な財政政策は混乱を招き、遂には失脚せざるをえなくなった。このことから、政府では、江藤を「大蔵大輔」として任用しようとしていたという。

このように、本論文は、これまで殆んど顧慮されることのなかった江藤と明治初期財政問題との関係に最も力点を置き、従来の研究の欠を補うことを目的として書かれている。表題を『江藤新平と明治初期財政』としたのも、その故である。

### 2、本論文の構成

本論文の目次は以下の通りである。

序章 江藤新平研究の現状と本研究の目的

はじめに

- 第一節．江藤新平研究史
  - 第一項．江藤新平の明治以降の経歴
  - 第二項．伝記研究史
- 第二節．本論の目的とその構成
  - 第一項．本論の目的
  - 第二項．本論の構成

## 第一章．江藤新平と幕末

はじめに

- 第一節．文久二年の脱藩後の江藤
  - 第一項．枝吉神陽の薫陶
  - 第二項．江藤の脱藩
- 第二節．永蟄居処罰後の江藤
  - 第一項．江藤と長州藩
  - 第二項．江藤の脱藩
- 第三節．江藤と幕末の政局
  - 第一項．江藤新平と第一次長州征伐
  - 第二項．土方久元との邂逅

おわりに

[ 江藤新平年譜稿 ] 第一

## 第二章．江藤新平と「東京奠都の議」

はじめに

- 第一節．江藤の上京後の周旋活動
  - 第一項．鳥羽伏見戦争直後の佐賀藩
  - 第二項．江藤の周旋活動
- 第二節．江藤の関東偵察
  - 第一項．関東偵察の目的
  - 第二項．関東視察の実態
- 第三節．江藤と「東京奠都の議」
  - 第一項．「東京奠都の議」
  - 第二項．江藤の任官の背景
- 第四節．江藤と「江戸鎮台」設置
  - 第一項．江藤と東京鎮撫
  - 第二項．江藤と「府民の撫輯」
- 第五節．江藤の政治的地位

第一項．岩倉と佐賀藩の関係

第二項．鎮将府設置と東京治政

おわりに

[ 江藤新平年譜稿 ] 第二

### 第三章．江藤新平と江戸鎮台の財政

はじめに

第一節．軍資金をめぐる太政官と大総督府・江戸鎮台の対立

第一項．江戸の金銀銭座

第二項．二十万両の廻送金

第二節．鎮将府による金銀座移管

第一項．江藤の奔走

第二項．金銀座移管と上原捕縛

第三節．金銀座移管と江藤新平

第一項．「江東新平心算」

第二項．洋銀引替問題

第三項．長岡右京一件

おわりに

[ 江藤新平年譜稿 ] 第三

### 第四章．江藤新平と由利財政

はじめに

第一節．江藤と金札通用問題

第一項．鎮将府の資金調達

第二項．鎮将府内における金札通用

第三項．江藤の金札利用論

第二節．いわゆる「由利江藤金札論争」

第一項．由利の着府日に関する通説

第二項．由利着府の日付

第三項．いわゆる「由利江藤金札論争」の再考

第三節．江藤と東京府下における金札通用

第一項．金札時価通用論と正金等価通用論

第二項．東京府下における金札通用布告に至った経緯

第三項．江藤並びに大木の金札通用論

第四節．官制改革をめぐる対立

第一項．「会計坂府合一」

第二項．由利の財政に関する官制改革案

第三項．江藤の財政機関に関する建言

おわりに

[ 江藤新平年譜稿 ] 第四

終章 明治二年の江藤新平と本研究の総括

はじめに

第一節．明治二年帰佐前後の江藤

第一項．岩倉の諮問と江藤の帰佐

第二項．佐賀藩政改革と明治二年六月の上京

第二節．本研究の総括と今後の展望

第一項．本研究の総括

第二項．今後の展望

[ 江藤新平年譜稿 ] 第五

[参考文献]

[江藤新平関係文書所在目録]

### 3、本論文の概要

#### 第一章 江藤新平と幕末

本章では、戊辰戦争直前までの江藤の言動を追及している。

従来、この時期の江藤を論じる際には、的野半介『江藤南白』が利用されてきたが、本書は大正3年に出版されたもので、刊行後から約90年を経た現在、新たに存在が明らかになった史料もたくさんあり、『江藤南白』では描ききれなかった江藤像が、より明らかになってきた。

親友中野方蔵が坂下門外の変の嫌疑で獄死したのをきっかけに、「藩府に上るの書」を呈して脱藩、京都に到着した江藤は、木戸孝允と出会い、潜伏先を手配してもらった。脱藩中の江藤の行動範囲については「京阪」というのが従来の通説であったが、本論文筆者は、江藤の文久2年7月24日付大木喬任・坂井辰之允宛書翰を見出し、脱藩した江藤が、従来言われていた7月下旬よりも早く入京、しかも近畿一円に亙って行動していたことを確認、江藤の評判が広範囲に伝わっていたことを指摘する。

江藤は現状を打破するためには前藩主鍋島直正の上洛が必要であると考え、これまで収集した情報を生かすべく帰藩を決意した。しかし藩の執政らは、帰藩した江藤を死罪に処すべきであると主張した。しかし、直正は、江藤が呈出した「京都見聞」「藩府の下問に答ふるの書」などの書類に目を通して、「彼は異日有用の器たり」と考え、「之

をして斬に処せしむべからず」と執政らに厳命した。その結果、江藤は一命を取り留め、永蟄居となった。

江藤は、佐賀城下の竜泰寺小路、ついで小城郡山内大野の金福寺に蟄居し、近隣の子弟に教授をしていた。ところが『大木喬任日記』には、江藤は頻りに山内大野から佐賀城下に降りてきて、大木喬任や副島種臣ら盟友の許を訪れていた様子が記されている。また別の史料からも、江藤がさまざまな政治的問題に関わっていたことが確かめられる。従来、江藤の蟄居は慶応3年12月以降というのが通説であったが、実際には、元治元年7月19日に赦免されていたことが明らかとなった。『大木喬任日記』によれば、江藤は大木喬任、副島種臣、大隈重信ら義祭同盟のメンバーと頻りに会合し、長州征伐反対の意見書を藩の執政に提出していた。

これまでの説では、江藤は再び藩から出て調査活動をしていたのではないかといわれていたが、第一次長州征討の前後は、江藤は佐賀藩に滞在して、藩の方針を変えるべく精力的に政治活動を行っていた。

ところで、文久3年8月18日の政変によって、それまで朝廷の政策を牽引してきた三条実美をはじめ七卿が京都から排斥され、元治2年1月25日、大宰府延寿院に拘置された。その時江藤は、執政原田小四郎に意見書を提出して、佐賀藩としては大宰府の五卿を積極的に優遇すべし提言した。そして慶応2年12月7日、江藤は大宰府を訪れ、三条や土方と会った。この出会いが、大政奉還後の江藤、さらに佐賀藩の行方を大きく左右することになった。

## 第二章 江藤新平と「東京奠都の議」

本章では、慶応4年1月に上京した江藤が、同年閏4月に三条の随員として江戸に赴任するまでを扱っている。

慶応3年11月の大政奉還、12月の王政復古によって、佐賀藩では藩士の自由行動を許すようになった。江藤新平の日記「慶応四辰春掌中記」によると、江藤は12月30日、大目付の成富新兵衛から正式に「郡目付役被仰付候旨」が達せられた。

12月1日、佐賀藩主鍋島直大は、上京して京都警衛に当るよう朝廷から命じられ、慶応4年1月7日、藩主直大が発途を決定し、江藤もその随員の一人となった。1月7日、大木喬任、楠田英世、石井龍右衛門、大隈重信、徳久幸次郎、中嶋彦九郎、坂部晋三郎、島義勇、坂田源之助、福地六郎右衛門、副島藤七ら義祭同盟のメンバーが江藤の許に別れを告げに来た。

江藤の日記によれば、江藤は1月27日に大坂に到着、京都の藩邸に入った。その後、江藤は京都に在って、他藩士と交流を深めると共に、情報収集に努めた。江藤の日記には、江藤がこの頃出合ったと思われる人物の名前や、耳にした情報が事細かに記されている。

ところで、これより先、徳川慶喜は、幕府の主戦派であった陸軍奉行小栗忠順を罷免、

2月12日に江戸城を出て上野寛永寺に謹慎した。維新政府は有栖川宮熾仁親王を大総督宮とした東征軍を組織、東海道・東山道・北陸道の三方面から、江戸へ向けて進軍していた。こうした状況下で、江藤は3月8日、土佐藩士の小笠原唯八と共に三条実美に呼び出され、関東偵察を命じられた。

先行研究では、江藤が江戸に行った目的は「東征諸軍及賊徒」の情実を偵察するためとされている。ところが、「小笠原唯八日記」には、「大総督府旗下ヲ初諸軍律如何」、「伺和合離散ノコト」、「東海道人心中背」、「軍勢振や否」、「敵勢ノコト」、「会藩等ノコト」とあり、その調査範囲は、軍制、民生、戦況等々、広範に亘っていたことが知られる。

江藤らが江戸に到着したのは3月21日であり、既に勝海舟と西郷隆盛による談判は終了して、江戸城接受に向けた準備が進んでいた。「島義勇日記」によれば、4月7日、江藤は、島、荒木尚一に同行して西郷隆盛の許を訪れて接受の相談をし、4月11日、征討軍による江戸城接受が行なわれた。東征軍監として出征した渡邊清は

新平が江戸に着するや、直ちに町奉行所に踏込んで、其の書類を悉く取り纏めた。此のことに付て八誰も気が注かぬのである。維新後に至つて、皆な其の書類を基にしてやつたことか余程ある。其の後に至つて、大蔵省でも民部省でも、布告を発することに付き、参考となりて益を得たること少なからさることである。是れは江藤の功であると思ひます。

と語っている。実際、江藤は明治2年11月26日に大久保利通に宛てた書翰で「諸国之絵図、扨又図高帳、郷帳、租税両帳、刑法、書類等散乱致候を取集め候」云々と言っている。このことが、後に、奥羽諸藩の処分や廃藩置県における行政区域の選定に役に立った。

江戸城の接受に立ち会った江藤は、三条ら維新政府首脳に、着府以降の経緯と関東近辺の現状を報告すべく、4月12日に江戸を出立、20日に着坂して直ちに三条に事の顛末を報告した。こうして江藤は関東偵察という大任を無事務め上げたのであった。

その後江藤は、閏4月1日、大木喬任と連名で「東京奠都の議」を岩倉具視に呈出した。当時、大久保利通は「大坂遷都」の建議が出していたが、反対意見が多く、結局3月22日、「親征」を名目に大坂への行幸となった。大久保や岩倉らは、そのまま大坂遷都を宣言するつもりであったが、遷都は行なわず、京都に遷幸して政治改革に取り組むこととなった。

このような時に大木・江藤は「東京奠都の議」を出し、関東における問題は「人情形勢に随ひ、時機取りはづしなき様」拙劣であろうとも迅速に対応することを「肝要の目的」とすべきこと、如何に速やかであっても、「恩威両道」が相立った条理に基づいた処分であるべきこと、徳川慶喜の処分は、「上下院の公論」を採用し、「公明正大の御潤色」を加えて、これを公に布告すること、それに伴って、帰順の意を示した徳川旗下の兵士等を直参とし、また職を失った者を救助する旨も布告し、さらに慶喜には「東

方鎮撫之命」を下すこと、こうして関東の処分を下し「東方の人氣安堵」したら、「外、皇威を光張し、内、規模を広遠にし、且関東諸軍の人氣を御振作、皇風をして一時に煌揚せしむる」ために、「鳳輦御東下」をすべきこと。この天皇の東幸に伴って、「諸藩の兵士三四万を召し、只一詮に、雲屯雨集の形勢を」整えれば、「東方の大定」は自ずと達成できること、「東方賊窟の根基」になっている会津を早急に処分すべきこと。そのためにも「鳳輦御東下」が必要であること、慶喜には成るべく別城を与えて、「江戸城は急速に東京と」定めて「天子東方御経営の御基礎の場」とし、そして行く行くは「東西両京の間」に「鉄路」を創設すべきことの6か条を建言したのである。

この「東京奠都の議」の後、閏4月4日に大木は徴士兼参与に、翌日に江藤は徴士兼軍監に任じられた。彼らの建議の有効性が新政府首脳に認められた証左である。すなわち大久保の閏4月7日付の岩倉宛書翰に「徳川移封之儀尚又今日江東(ママ)之建言ニ基勘考仕候処」云々とあり、大久保がこの日呈出した建言書にも「東京ノ説ヲ以駿府ヘ移封ト判然御決定被為在候儀、条理ニおいて的当ト奉存候」とある。かくて閏4月10日、徳川家の秩禄高は100万石乃至150万石とし、場所は関東大監察三条に委任するという方針が内定した。

しかるにこの頃、京都と江戸の大総督府の間で情報が隔絶して、意思疎通がうまく図れなくなっていた。そこで、京都の政府は、江藤と小笠原を軍監に任じて、再び江戸に下向させた。三条に随従した江藤、小笠原らは、24日に江戸城に入城した。

江戸では、官軍の威光はなく、却って幕府軍が抵抗していたため、江藤は5月1日、三条に建言書を呈出し、早期に関東東北の鎮定に取り組むよう訴えた。8日の軍議でも江藤は大村益次郎と共に、上野の彰義隊鎮定の急務を主張した。こうして5月15日、戦いの火蓋が切られ、政府軍の圧勝で終結した。

5月19日、大総督府は江戸鎮台を設置し、旧幕府の寺社・町・勘定の三奉行所を廃止し、新たに社寺・市政・民政の三裁判所を江戸鎮台の管轄下に設置した。江藤はこの時、土方、小笠原、新田と共に、鎮台判事に任じられた。

### 第三章 江藤新平と江戸鎮台の財政

本章では、江戸鎮台判事、次いで鎮将府会計局判事に任じられた江藤の言動のうち、とりわけ財政面に焦点を絞って論じている。

既に先行研究で明らかになっているように、慶応3年12月23日、新政府は金穀出納所を設置、その責任者である御用金穀取扱方に参与の由利公正と林左門を任じていた。当時の皇室御料はわずか3万石で、維新政府には、諸政策の実施を支え得るだけの財政基盤は存在しなかった。そこで執られた手段は、近畿内の商人および豪農から御用金穀を調達して、これを国家歳費に当てるといったものであった。

しかし年が明けた1月3日、鳥羽伏見の戦いが勃発し、これに勝利した維新政府は、早くも7日には征東軍を編成し進軍を開始させる。こうして本格的な軍事行動が始まっ



たことで、それを支える軍事費の確保が焦眉の課題となった。由利はこの状況を打開する方策として、会計基金 300 万両の募集と太政官札の発行を建言した。この時期の財政政策は「由利財政」と呼ばれているが、それは 会計基金、太政官札(金札)、旧貨鑄造という 3 つの政策からなっていた。

従来の研究では上記 と はかなり詳細に追及されているが、 については研究の蓄積がなく、本論文はこの問題に最も力を注いでいる。

さて、 の旧貨鑄造は、金座並役であった長岡右京が建議して採用されたものであるが、太政官会計事務局は、旧貨鑄造を実施するに当たって、江戸の金銀錢座の職人ならびに諸道具と地金を確保し、これらを京都へ移送して行なうという方針を打ち立てた。そして 3 月 16 日、会計官判事は鑄造道具の受け取りのため、貨幣取調方附属の林左衛門と浅香綱次郎を東下させる旨を通達した。

これに対して、大総督府は金銀座を即時に接收するのは困難としつつも、江戸表座方の吹立の差し留めと座方の諸道具の確保は了承し、4 月 17 日、江戸の金銀錢座を公式に接收した。その際、長岡、浅岡、上原十助らは接收物の一部を横領し、これが後に裁判へと発展する。

その後、諸道具と生金銀の移送を暫く見合わせることにした。江戸の大総督府が京都の太政官を頼ることなく、独自に軍事費などの資金の調達を行なおうとしたのである。長岡が、金銀改鑄によって、1 ヶ月あたり 11 万 5 千両を大総督府の軍資金として得ることができるという見積もりを上納したからである。その実態は「金銀改鑄を通して生じる出目(差益)を軍資金に当てる」ことにあった。

そうした最中、太政官から、閏 4 月 14 日、「金貨銀貨銅錢価格表」が布告された。これは旧幕府発行通貨すべての品位を公表し、すべての旧幕府鑄貨と現行通貨(旧幕府最後の鑄貨で新政府も鑄造継続中)を、公定レートを以って交換させることを目的に出されたものである。対外的には「外国からの貿易決済上の圧迫を背景とし、それに耐えうる新貨幣制度を実現させるために前提となる措置」であったが、一方、国内的には、金銀座の取り扱いをめぐる太政官の方針を半ば無視する大総督府に対して、太政官への政治権力の集中・強化を意図して実行されたものであった。

この布告は、大総督府の改鑄計画に大打撃を与え、その財政方針を根本的に揺るがした。江戸で金銀改鑄を行なって差益を得ようとする大総督府の目論見も、他方、大坂で金銀改鑄を行なって差益を得ようとしていた由利ら会計官の目論見もまた、このため、完全に破綻してしまった。この布告は、岩倉の専断によるものであったというが、事態は、岩倉の予想を超えて深刻なものとなった。大総督府は京都の岩倉に厳しく抗議し、そのため、岩倉も「金子大沸底之趣、切々恐懼申様なく候」と大総督府側に謝罪をせざるを得なかった。

太政官では、畿内の富商豪民に 5 月 2 日より調達金を命じる、金札(太政官札)との引き替えを以って民間から正金を差し出させる、会計官に貨幣司を設置し、大坂

に貨幣局を創設して、従来通りの形で金銀改鑄を行なうという方針を決定した。これを受けて、由利は直ちに調達金と貨幣局創設のために下阪し、これから5日間で正金10万両の調達金を取り集められる見込みが立ち、10日程で更に10万両を手配できるよう尽力すると岩倉に伝え、大総督府に対しては長岡右京の見込みどおり、歩金の鑄造を取り計らうよう沙汰されたいと依頼した。

由利の報告を受けて岩倉は、毎月20万両を江戸に送る旨、江戸の三条に伝えた。ところが実際には行き違いが生じて送金できなかった。岩倉が由利を招き寄せて詰問すると、由利は、計画通りに進まず、「彼是齟齬」が生じて、今のところは如何ともし難いと返答した。しかも由利は、「月々貳拾万両」を江戸に廻送するという約束は全く知らないと主張した。

かくして江戸の大総督府では、生糸の輸出に関税を設けるなど、歳入を確保すべく独自に様々な方策を採った。江戸鎮台判事の江藤もまた、資金を確保するため、府下を奔走した。江藤は後年、大久保利通に宛てた書翰中で、江戸鎮台の財政状況が逼迫していた様子を伝えている。

江藤は、「術を以相運候ヨリ外無之」と決心し、「東京第一等之権数巧智之商人」に都合を付けさせれば「目的」は叶うであろうと考え、「伊東八兵衛と申者」に命じて「三万両」を、ついで「五万金」を工面させた。また「旧幕ヨリ市中江貸付有之候金取立之役所」を開き、与力佐久間弥太吉に御用掛を申し付け、次第に他の商人からも出金させた。こうして6月中頃までに、江藤は「十万両余」の軍資金を調達した。

しかし江藤の奔走も「焼け石に水の状態」であった。そこで、江戸の金銀銭三座を大坂に移管することを中止し、江戸で金銀銭の鑄造を行なって、資金を調達するという手段を取ることになった。こうして7月24日、江戸鎮台による金銀座の移管を執行し、江戸三座における事務取扱の総責任者であった上原を罷免し、かつ捕縛した。不正を働いていたからである。鎮台管轄下の金座では、7月25日から、新たに金銀座掛となった足立と江藤との間で、「一日に金一万両を吹き立てる」という算段で吹立を再開した。

以上のような状況と同時並行的に、横浜の外国人との間で「洋銀引換問題」が発生していた。洋銀引替問題とは、横浜の外国人から受け取った洋銀を「亜銀唐銀」に繰り替え、かつ品位の低い「悪幣」を鑄造していた問題である。外国側は「銅鉛等の交物」がある一分銀に対する懸念を伝え、「メキシコ弗同様の貨質」で吹き立てることを強く要求してきた。

神奈川府判事山口範蔵は、悪銀鑄造は「皇国之汚辱を外国二流す」ことだと、会計を兼掌していた江藤を詰問したが、江藤は用立てることが出来ず、引替を一時延期せざるを得なかった。何となれば、元来、神奈川府から差し越した洋銀を、そのまま一分銀に改鑄する「約定」であったにも拘らず、浅香と上原が、その洋銀で「唐銀或者亜銀」を買い入れ、洋銀にそれらを混合して「性劣之壹分銀」を吹き立てていたからである。そうした「不都合之取計」を廃絶して、「約定之通」に一分銀を吹き立てる心算であった

が、洋銀を「唐銀亜銀買入代」に充てていたため、必然的に吹立てるべき洋銀の量が不足してしまっていたのである。

江藤は、不正を働いていた上原の上司である長岡右京を江戸に護送するよう、大久保利通に掛け合った。ところが長岡の上司である由利公正が長岡を庇護し、東京への護送を断固拒否した。そこで明治2年2月4日、鞠獄司一人が京都に西下、17日、遂に長岡を捕縛した。江藤が大木喬任に宛てた書翰によれば、長岡は金銀の改悪だけでなく、日本の物産と引換に、金7千万両の地金を受け取るべく、外国と密約していたという。

長岡が捕縛された当日、由利は「会計、大坂府知事御用取扱、治河掛、造幣掛」を解かれ、3月1日には参与職も辞し、失意のうちに帰郷の途についた。江藤は、「独り潜ミ痛笑罷在候」と述べている。

#### 第四章 江藤新平と由利財政

本章では、由利公正と江藤の財政方針を比較検討している。すなわち、通説では、由利は金札発行を主張し、江藤がそれに強行に反対したということになっているが、それは三岡丈夫『由利公正伝』の記述のみを信じたために起こった誤りであって、実際は、江藤も金札通用の意見であったという。しかも、由利と江藤の間には、金札通用のさせ方に違いがあり、さらには官制改革を巡る意見の相違もあったことを明らかにする。

金札とは、10両、5両、1両、1分、1朱の5種類からなる不換紙幣であり、由利公正が金札製造の総責任者であった。明治元年5月25日から金札通用は開始されたが、京阪おける金札通用は順調には進まなかった。銀目廃止の布告によって丁銀・豆銀通用が廃止された結果、大坂の両替商が軒並み倒産し、大阪の経済が大混乱に陥ったからである。その結果、正金100両に対して金札120両から125両という相場が生じた。これを受けて太政官は、金札を「正金同様日用普通之貨幣」として扱うよう、たびたび布告を出したが、なかなか徹底されなかった。

一方、東京の鎮将府の会議でも、財源不足を補うために金札の通用を開始することにした。江藤が大木喬任に宛てた書翰によれば、江藤は、旧幕府以来の現行貨幣を「海外二不通用方形質悪之幣」と見做し、「宇内同様円形」の新貨幣発行を構想していた。江藤は金札通用そのものに反対していたのではなく、むしろ「富国之基礎」として「一時之権法」で、既に発行された金札をどのようにして広く流通させるのか、どう有効に利用していくのか、江藤の関心事はそうした点に注がれていた。その結果、金札通用のあり方について、江藤と由利の間に若干の相違が生じた。

由利は、飽くまでも金札の「正金等価通用論」であったが、この主張は、京阪においても、大坂貨幣司出仕の伊地知正治や大坂府知事の後藤象二郎から異論が出ていた。しかし由利は耳を貸さなかった。

由利は明治元年11月19日夜に東京に到着したが、東京でも自説を主張した。

しかし「金札時価通用」にせざるを得ない事情が生じていた。すなわち、西欧各国と

の金札の取り扱いをめぐる問題である。金札は不換紙幣であるため、外国人商人にとっては非常に利用価値が低く、そのため正金への引替を日本側に要求してきた。さらに、彼らの一部には、これを持って長崎や神奈川に赴き、当該地で物品の購入や正金への引替を、更には金札による関税の支払いを要求する者すら現れ始めた。こうした事態を受けて、政府は7月15日、大阪開市場を開港場と改めると共に、外国人が金札を正金と兌換することを禁ずる旨を、各国領事に通牒した。

ところが金札の通用量が増加するに従って、西欧各国との摩擦は増す一方であった。正金に対して金札の価値は著しく低下していたから、外国商人は少ない資金で大量の金札を買い取り、それを以って関税を納入することが可能になった。こうなると、関税による歳入は大きく減少してしまう。この問題は、金札を「正金等価通用論」に沿って通用させる限り解決することはなかったのである。

かくして東京府では、「正金等価通用論」と「金札時価通用論」をめぐる議論が戦わされた。由利は相変わらず持論を強く主張したが、大木喬任の

先達而御談じ有之候金札施行に就き相場の御普告御認め被下度奉願候、尤金札普告之義、今日にも是非可相運候に付、相場之事地定之心得無之而は不相濟候に付此段御相談仕候

との依頼により、由利も不承不承、「金札時価通用論」を受け入れざるを得なくなった。

大木と江藤は、この当時、密接な関係にあって、財政方針も両者はほぼ一致していた。したがって、大木の主張は江藤の考えであるとみてよい。その大木の金札通用論は、金札は「金札時価通用論」を以って通用を開始させ、その後、東京府が金札と正金をできるだけ等価で通用するよう金札相場に適宜介入していくというものである。言うなれば、これは伊地知らが主張する「金札時価通用論」と、由利が主張する「金札正金等価通用論」の折衷案であったが、事実上「由利財政」とよばれる商法司政策の破綻を意味するものであった。

今ひとつ、江藤と由利の間には意見の対立があった。それは官制改革を巡る対立である。由利は、会計官と京都府、そして大阪府の同業務の部局を統合しようとしていた。由利は、会計官の実務を「経綸ノ大体」と「教化」という二つの観点から、「貨幣出納」とその他に分け、両者に適した行政機関を再編しようとした。「貨幣出納」の業務は、これまで通り、会計官が単独で担うけれども、それ以外の業務は会計官と府県が共同で担うという組織形態である。由利の真の狙いは、府県に付属する財政関係の諸司を、会計官の管轄下に組み込むことで、財政、とりわけ民政政策の統一化を図ることであった。しかし後藤大坂府知事をはじめ大坂府附属の役人たちは、これに反対した。

他方、政府と東京府の財政を有機的に展開させていくことも、政府首脳にとっても喫緊の課題であった。由利が東京に到着すると、会計官東京出張所と東京府の会計を合併すべきであると主張した。これに対して、江藤は「東京府江会計官併合云々」という文句で始まる意見書を岩倉に呈出して反駁した。

江藤は、「会計官分テ三都之府ニ合併シ、其本官者出納司而已」とする由利の提案に対して、国家財政の「専任」者が不明確になり、その「専責」の所在が曖昧になってしまうと批判する。もし由利案を採用した場合、「官人ノ功劣」の判断材料がなくなり、政府の人材は「玉石混合」となり、政府としての体を為さなくなる、現在の会計官ですら「已ニ理財中正之道ヲ失」い、「北征之官軍八其費ニ苦シミ、而崎港八鉄橋ヲ造ル」など、全体の調整ができていないのに、いま権限を分割すると、誰が「其融通ヲ均シ、其軽重ヲ修理シ、然而其活動ヲ能スル」のか不明瞭となり、国家財政全体の統制が取れなくなる、もし「天下一旦非常ノ変」が起き「莫大之入費」が必要となった時に、万一財源を調達できなかった場合の責任を誰が取るのかはっきりしない、国内外を問わず、「権ノアル」要官が財政の枢機を握っているのが通例であって、「会計ヲ三府ニ附スル」という由利の提案は「天下瓦解」に通じる、と反論した。

江藤は由利の会計官東京出張所・東京府合併論を真っ向から否定し、その非を政府首脳に訴えた。11月25日の評議では、議題として「全国大会計之基礎相立候様取調之儀」が挙げられた。当然、これまでの経緯を考えれば、維新政府の財政を牽引してきた由利が、その責任者となるのが自然の流れであるが、この会議の結果、由利が担当することになったのは、翌2年までの諸費用七十万両の調達だけであり、前記案件は木戸が担当することが決定した。この会議の結果は、維新政府首脳が由利の改革案を採用しなかったことを意味する。この決定の背景には、大坂府で招いた大紛議、そして東京府における江藤の反駁があったことは間違いない。

江藤は、由利財政への対案を唱え行動することによって、政府首脳にその政策立案や実務に関する能力が認められ、その政治的地位をいよいよ高めていったのである。

## 終章 明治2年の江藤新平と本研究の総括

本章は、「明治二年帰佐前後の江藤」と「本研究の総括と今後の展望」の2項から成るが、「明治二年帰佐前後の江藤」の概要のみ記すと、以下の通りである。

江藤は明治2年1月11日、「御用有之候間至急上京可致旨御沙汰候事」と仰せ付けられ、27日京都に到着した。そして岩倉に報告書や建言書を提出しており、2月3日付の「答申書」には、太政官の場所、人心を収攬する方法、富国強兵の方策、下院制度、外国交際の規則、行政議政両官の権限、強富への手段、海外通商、且兵制論、官制の潤色、公卿の処置、物産興隆と器機技術の精練、貨幣制度、刑法、即今の議事院論、の14項目についての見込が記されている。いずれも、明治政府喫緊の課題ばかりであって、江藤は、まさに「国家の経綸」の才を有していた。

江藤は、この後、佐賀藩の藩政改革のため、帰藩した。佐賀藩は慶応4年8月から行政機構の改編に取り組んでいたが、藩校弘道館を中心とした書生らが官制改革を、奥羽戦争から帰藩した藩士らが軍制改革を求める声を上げ始めた。その声が無視できないほど大きな勢力となってきたため、藩首脳にとって抜本的な藩政改革の実施が急務となっ

ていたのである。

藩主鍋島直大をはじめ首脳は、当初、東京府知事の大木喬任を帰藩させて、藩政改革の任に当たらせようと考えていた。しかし、地元の書生の間では、大木の評判が悪かった。在藩の書生たちが求めたのは、副島であった。そこで、藩府は福島礼助と徳久幸次郎を上京させて、閑叟に副島の帰藩を依頼した。直正は自分自身も帰藩しなければ収まらないだろうと考え、政府に暇願乞願と副島拝借願を提出した。江藤も帰藩することになったのは、直正が「藩政は士民に直接し、生活の細故に渉るが故に、能く大礼を失はずして之を処理する敏活の手腕あるもの」が必要であると考え、江藤に白羽の矢を立てたからだという。

江藤は、東京に戻って府政に尽力する心積もりであったので、閑叟の指示に驚き、自分は副島と相並んで藩政改革に当たるには「不相当」であると辞退した。しかし閑叟はこれを聞き入れなかった。

かくて江藤は母の看病をするという理由で50日間の暇を貰い、22日に京都を出発し、3月1日、佐賀に到着した。佐賀に到着するや否や、江藤は参政格に任じられ、佐賀藩の藩政改革を主導的に牽引した。江藤は、明治2年3月から11月末まで佐賀に滞在していたというのが通説であるが、『大木喬任日記』によれば、明治2年6月20日条に「江藤新平来、一昨十八日国より出立にて昨夜着到」とあるほか、24日条に「申刻中野・岩村・江藤来」、7月1日条に「休日、江藤新平来」、同16日条に「酉半刻中野公・岩村公・江藤公御出、酒有之」とあって、6、7月に上京している。江藤がどのような理由で上京し、またこの期間中にどのような行動を取ったのかは全く不明瞭であるが、この後、再び佐賀に戻って藩政改革に従事し、10月に再度上京、11月8日には中弁に任じられた。これ以降、江藤は維新政府の要職を歴任し、官制改革、教育行政、宗教行政、司法制度改革等々、幅広い分野に関与し活躍していくこととなる。

#### 4、本論文に対する評価

以上、本論文の概要を記したが、本論文には、附録として、江藤新平の詳細な年譜、そして関係文書所在目録が載せられている。この年譜と関係文書所在目録を一覧するだけでも知られるように、本論文の特徴の第一は、徹底して第一次史料に基づいて江藤研究をしている点である。従来の江藤研究の大多数は、的野半介『江藤南白』をベースにしていたが、本論文によって、新史料が多数紹介され、同時に『江藤南白』の不備、そして誤りが数多く指摘された。従って、今後の江藤研究は、まずは本論文掲載の関係文書所在目録を確認するところから始められねばならなくなった。

次に、江藤と由利財政との関連についての叙述も、従来の見解を全く覆したものであって、近代史の学界に大きな波紋を呼び起こすことは必至である。三岡丈夫『由利公正伝』以来、約90年に亘って祖述されてきた「由利財政」は、根底から再検討をせざるを得なく

なった。

そして、それと同時に、江戸鎮台における資金調達や旧貨鑄造、金銀座の移管問題、長岡右京一件などについても、本論文は、従来全く用いられることのなかった江藤文書を発掘し、それぞれの事態の推移や互いの関連性などを明瞭にした。これも、本論文の成果の一つとして挙げなければならない。

さらに、幕末維新期の江藤の人間関係、特に岩倉具視との関係が鮮明になったことも、本論文の大きな成果として指摘できよう。江藤は、明治 3 年に岩倉が呈出した「建国策」の起草に関与しているが、本論文で明らかになったように、江藤は既に明治 2 年の段階で、岩倉のために制度改革案を起草していた。これは岩倉が江藤の能力を見込んでいた証拠である。さらに遡れば、元々佐賀藩は、慶応 4 年はじめ、政府首脳から嫌疑の目を向けられていた。それが 6 月ころに評価が一変した。とりわけ岩倉は、急速に佐賀藩に接近し始めた。その背景に、江藤の存在があったことは、本論文が挙げた史料によって疑いのないところである。佐賀藩政史研究の上からも注目すべき知見である。

このように、本論文は着実な史料考証によって幾多の通説を覆し、また新たな見解を多数提示している。

もちろん、本論文には、当然引用すべき先行研究を見落としていたり、叙述が江藤中心になりすぎていて、江藤の意見と政府の見解との関連性が曖昧であったり、江藤の見解がどのような手順で政策決定に至ったのかの究明が足りなかったり、「由利財政」全般の叙述が見られなかったり、「明治初期財政」と題しながらも、財政全体への目配りがなかったり等々と、指摘すべき欠点も多々ある。

しかしながら、本論文で提示された新史料、新知見は、こられの欠点を補って余りあるものであって、些かも本論文の価値を貶めるものではない。本論文で明かされた史実の大部分は、これまで学界未知に属する事柄であって、本論文を足がかりにして、今後さらにこの方面の研究が深化することは間違いないところである。学界を裨益するところ極めて大きい労作と言ってよからう。

よって我々は、本論文が早稲田大学社会科学研究所の博士（学術）号に値するものと認め、茲に推薦する次第である。

2009 年 10 月 6 日

審査委員

主任審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	島 善高
審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	内藤 明
審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	劉 傑
審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	笹原宏之
審査員	国土館大学文学部教授	勝田政治